

IFRS教育のポイント：企業・監査法人へのアンケート調査結果から

その他のタイトル	Points on IFRSs Education : From the Findings of the Questionnaire Survey
著者	富田 知嗣, 坂口 順也, 松本 祥尚, 加藤 久明, 中村 繁隆
雑誌名	現代社会と会計
巻	7
ページ	55-70
発行年	2013-03-01
URL	http://hdl.handle.net/10112/00027457

IFRS教育のポイント*

— 企業・監査法人へのアンケート調査結果から —

富田知嗣
坂口順也
松本祥尚
加藤久明
中村繁隆

I. はじめに

1949年に「企業会計原則」が日本の会計原則になって以降、「会計ビッグバン」によって、はじめて会計基準の大きな変革を、われわれは経験した。「会計ビッグバン」は、企業の資金調達や運用（企業活動）のグローバル化、国際会計基準の精緻化過程に伴い、「金融ビッグバン」とともに、グローバルな視点での財務諸表の企業間比較を可能ならしめるため、日本が順次個別の会計基準を制定し、とりわけ2000年3月期決算を境に多くの新しい会計基準が適用され、日本の会計基準が現在の状態へと変化させた事象である。その特徴として、個別財務諸表を主、連結財務諸表を従とした財務諸表開示から、連結財務諸表を主、個別財務諸表を従とした財務諸表開示への変更、貸借対照表価額への一部時価評価の導入等が挙げられ、「企業会計原則」とは異なる多くの会計上の考え方や処理が導入された。このとき、実務での財務諸表作成にかかわる人々だけでなく、会計教育、とくに財務会計を担当する教員も、この変化への対応を迫られることとなった。

「会計ビッグバン」を会計教育に関わる教員が経験して十余年、現在は、「企業会計原則」だけでなく、この新しい会計基準の教育に対する知見や経験が十分に蓄積されていると考えられる。これらは、われわれ会計教育に関わる教員の先達の賜物である。そして、今ふたたび、新しい会計基準への対応を迫られつつある。

*本研究は、平成22年度関西大学特別研究・教育促進費等において、「IFRSs（国際財務報告基準・国際会計基準）およびISAs（国際監査基準）の実践的教授法の確立」として研究費を受け、その成果を公表するものである。また、これらの成果は、関西大学会計研究科でのIFRS教育に反映される。

本来、「会計ビッグバン」による会計基準の変化は、一方で国際会計基準との擦り合わせを目的としていたわけであるが、2009年6月にロードマップを出した頃から、別の方向性が生じてきた。すなわち、2010年3月期決算より、IFRSs (International Financial Reporting Standards, 国際財務報告基準) の任意適用を開始し、同時に、近い将来IFRSsの強制適用を示唆したのである。日本の会計基準は、これまでIFRSとのコンバージェンスを進めてきており、日本の会計基準とIFRSとの間の差異は大きいものではないと考えられているが、IFRSの強制適用には異論も多い。それにはいくつか理由が挙げられるが、その主たるもののひとつとして、会計基準やその処理について、仮に差異が少なくとも、IFRSが想定している財務諸表の利用者や作成者の状況やそれに伴う財務諸表の体系と日本の会計基準が想定しているそれとは異なる部分があることがあげられる。すなわち、IFRSが目指す理念や財務諸表体系の方向性と日本の会計基準のそれとが大きく異なっている可能性が大きいことを意味する。さらには、日本の会計基準の設定主体は日本国内に存在するが、IFRSの設定主体は日本にはなく、グローバルな事情によって会計基準が設定されていくことになる。つまり、会計教育に関わる教員は、再び、会計基準の大きな変化への対応を迫られることになるのである。

ここで、会計教育に関わる教員のほとんどが、すでに「会計ビッグバン」を経験しているとは言いきれないことに注意する必要がある。「会計ビッグバン」から10年以上が経過し、その分だけ教員の世代交代が生じているからである。また、「コンバージェンス」から「アドプション」への方針変更は、IFRSそのものの教育を意識せず国内会計基準を教育すればよいということから、IFRSそのものを教育しなければならないという変化を生じさせ、IFRS教育について、十分な準備をほとんどの教員がしてきているとは言いきれない。結果として、IFRS教育に関して、十分な知見と経験が蓄積されているとは言いきれない状況に陥っていると考えられる。

かかる状況において、IFRS教育において、ポイントとなるべきところを明確にし、教育にフィードバックすることは、大きな意味を持つことになる。そこで、本稿では、関西大学特別教育促進費の助成を受けて実施したIFRS教育に関する調査結果とそこから得られたIFRS教育のポイントを明らかにしようと思う。

II. IFRS教育の現状

2-1. 日本の大学におけるIFRS教育の現状

IFRSが日本の大学において、IFRS、国際会計基準がどのように取り扱われているかについての調査は、柴 [2012] が現時点で最新の調査結果である。柴 [2012] の調査結果¹⁾によれば、以下のような現状がうかがえる。

1) 調査対象は、「国際会計」という用語を含み、平成21年度日本会計研究学会会報で会計研究者が5名以上する大学 (110大学) である。(柴 [2011], 125頁)

まず、「国際会計」という文言あるいは同種の文言を講義科目においている大学は、110大学中80大学である。また、配当単位数と配当年次については、図表1に示すとおりであり、平均単位数は3.2単位となる。すなわち、多くの大学で1科目ないし2科目の講義をIFRS教育に充てていることがわかる。

図表1 IFRS関連講義の単位数と配当年次分布

	4年次	3年次	2年次	1年次	不明	合計
2単位		24大学	13大学	2大学	1大学	40大学
4単位	1大学	19大学	11大学		4大学	35大学
6単位		2大学			1大学	3大学
8単位					1大学	1大学
10単位					1大学	1大学
合計	8大学	45大学	24大学	2大学	8大学	80大学

(出所：柴 [2012], 126頁)

一方、会計専門職大学院では、4大学が2単位、7大学が4単位、2大学が6単位、2大学が8単位、3大学が10単位を充てている²⁾。平均単位数は5.2単位であるので、学部教育より平均して1科目分、IFRS教育に充てている時間が多いことになる。

次に、IFRS関連講義で取り扱われる内容であるが、大学・学部での場合と会計専門職大学院の場合でそれぞれ図表2-1、2-2に示すとおりである。

図表2-1 IFRS関連講義の内容と取扱講義：学部の場合

基準内容	該当基準番号	取扱講義数
財務諸表の表示	IAS 1	39
金融商品（認識・測定・表示・開示を含む）	IFRS 7, IFRS 9, IAS32, IAS39	33
企業結合	IFRS 3	29
連結及び個別財務諸表	IAS27	29
キャッシュ・フロー計算書	IAS 7	28
収益（工事契約を含む）	IAS11, IAS18	28
有形固定資産	IAS16	23
資産の減損	IAS36	23
無形資産	IAS38	23
リース	IAS17	22

(出所：柴 [2012], 128頁, 一部)

2) 柴 [2011], 130頁。

図表 2-2 IFRS 関連講義の内容と取扱講義：会計専門職大学院の場合

基準内容	該当基準番号	取扱講義数
国際会計の概要とIFRSの特徴		32
金融商品（認識・測定・表示・開示を含む）	IFRS 7, IFRS 9, IAS32, IAS39	26
収益（工事契約を含む）	IAS11, IAS18	26
財務諸表の表示	IAS 1	25
概念フレームワーク		24
企業結合	IFRS 3	23
連結及び個別財務諸表	IAS27	23
有形固定資産	IAS61	21
リース	IAS17	19
資産の減損	IAS36	18

(出所：柴 [2012], 131頁, 一部)

これらから、中心的な内容は、金融商品、収益、企業結合、連結および個別財務諸表、有形固定資産、資産の減損、リース等であることがわかる。また、会計専門職大学院では、IFRSの特徴や概念フレームワークを明示的に講義内で実施していることが多いことがわかる。

2-2. 関西大学会計研究科でのIFRS教育

日本の大学における、このようなIFRS教育の中で、本研究グループが所属する関西大学会計研究科でのIFRSに関する教育内容を紹介したい。

まず、関西大学会計研究科が開講しているIFRS関連の講義として、「IFRS実務」（発展科目、1年次配当、2単位）、「BATIC演習」（発展科目、1年次配当、2単位）、「特殊講義（IFRS財務報告論）」（応用科目、2年次配当、2単位）、「国際会計基準論」（発展科目、2年次配当、2単位）、「国際会計制度論」（発展科目、2年次配当、2単位）、「国際会計事例研究」（応用科目、2年次配当、2単位）、「英文会計論」（応用科目、2年次配当、2単位）がある。また、「IFRS」もしくは「国際会計」を講義名称に使用していないが、会計研究科の学生が始めて講義内でIFRSにふれる科目として「上級財務会計論」（基本科目、1年次配当、2単位）がある。これらの科目についていくつか、シラバスを次に紹介する。

学生が講義内でIFRSに最初に触れる「上級財務会計論」は、1年次春学期から受講することができ、その授業計画は、以下のとおりである。

第1回 財務会計の機能と会計公準

第2回 企業会計原則・一般原則

第3回 企業会計原則・適正な期間損益計算（発生主義、費用収益対応の原則、実現主義）

第4回 企業会計原則・適正な期間損益計算（取得原価主義、費用配分の原則、経過勘定項目）

- 第5回 企業会計原則・減価償却
- 第6回 企業会計原則・引当金，繰延資産
- 第7回 前半の小活と前半の試験
- 第8回 新しい会計上の概念（リスクとリターン，時間価値，現在価値等）
- 第9回 新しい会計上の概念（企業価値，市場価値，使用価値等）
- 第10回 財務会計の概念フレームワーク（財務報告の目的，会計情報の質的特性）
- 第11回 財務会計の概念フレームワーク（財務諸表の構成要素）
- 第12回 財務会計の概念フレームワーク（認識と測定）
- 第13回 IFRS（国際財務報告基準）・概念フレームワーク
- 第14回 IFRS（国際財務報告基準）・概念フレームワーク
- 第15回 総括と後半の試験

1 年次秋学期に受講できる IFRS 関連の科目として，たとえば，「IFRS 実務」があり，その授業計画は，以下のとおりである。

- 第1回 国際財務報告基準（IFRS）とは？
- 第2回 IFRS のフレームワーク
- 第3回 IFRS の財務諸表及び IFRS 初度適用の処理
- 第4回 収益認識
- 第5回 IFRS の財務諸表及び会計処理の変更等
- 第6回 従業員給付（退職給付会計他）
- 第7回 株式報酬（ストックオプション他）
- 第8回 法人税の会計（税効果会計）
- 第9回 金融商品
- 第10回 有形固定資産（減損及び資産除去債務を含む）
- 第11回 リース会計
- 第12回 無形固定資産
- 第13回 棚卸資産及び工事契約
- 第14回 連結財務諸表と企業結合
- 第15回 期末テスト

2 年次春学期に受講できる IFRS 関連の科目として，たとえば，「国際会計制度論」があり，その授業計画は，以下のとおりである。

- 第1回 会計制度改革の変貌の現状を鳥瞰
- 第2回 コンバージェンスからアドプションへ
- 第3回 ASBJ プロジェクト工程表最新版，金融庁ロードマップ
- 第4回 IFRS に対する近年の米国の動向

- 第5回 IFRS 対応へのわが国の動向
- 第6回 EU 同等性評価
- 第7回 短答直前対策
- 第8回 EU 同等性評価の背景
- 第9回 コンバージェンスが日本固有の会計に与える影響
- 第10回 EU による IAS 採択の背景
- 第11回 比較可能性プロジェクト
- 第12回 IASC の設置・IAS の制定
- 第13回 アドプションの今後
- 第14回 IFRS 採用事例研究
- 第15回 わが国の進路を展望する。

さらに、2 年次秋学期に受講できる IFRS 関連の科目として、たとえば、「国際会計事例研究」があり、その授業計画は、以下のとおりである。

- 第1回 日本での IFRS 導入の現状
- 第2回 IFRS の全体像、海外での適用状況
- 第3回 IFRS の重要論点 (収益)
- 第4回 IFRS の重要論点 (有形固定資産)
- 第5回 IFRS の重要論点 (無形資産)
- 第6回 IFRS の重要論点 (企業結合)
- 第7回 IFRS の重要論点 (その他)
- 第8回 会計システムの概観
- 第9回 連結財務報告の作成実務
- 第10回 IFRS の開示事例
- 第11回 IFRS 導入プロジェクト1
- 第12回 IFRS 導入プロジェクト2
- 第13回 IFRS 導入プロジェクト3
- 第14回 他の会計基準 (米国会計基準、中国会計基準) と実務の概観
- 第15回 総括

また、特殊講義として、1 年次から受講できる科目に「特殊講義 (IFRS 財務報告論)」があり、この科目は、IFRS をいかに講義するとよいかを模索する目的ももった科目である。この講義科目の授業計画は以下のとおりである。

- 第1回 IFRS とは・IFRS 変遷概説
- 第2回 株式会社制度の発展と会計
- 第3回 財務報告の意義と目的

- 第4回 日本の会計制度とIFRS
- 第5回 財務報告基準としてのIFRS
- 第6回 収益費用利益観と資産負債利益観
- 第7回 収支記録と投資計算
- 第8回 会計的観点と経済的観点
- 第9回 IFRSの特徴と基礎となる概念
- 第10回 概念フレームワーク
- 第11回 収益・棚卸資産・有形・無形固定資産の会計
- 第12回 金融商品・従業員給付・退職給付の会計
- 第13回 IFRSにおける会計処理の特徴
- 第14回 各国のIFRSへの対応と日本の会計制度の行方
- 第15回 総括

これらから、IFRS教育への対応が進められていることがわかる。

Ⅲ. 実務界におけるIFRS対応

3-1：調査の必要性和調査概要

近年、企業活動のグローバル化の進展、海外投資家の情報ニーズの高揚、国内・国外の規制主体の動向などを背景として、IFRSに対応することが、日本企業の重要な経営課題の一つであると指摘されている。これに伴い、日本企業でのIFRSへの対応事例が、新聞報道などを通じていくつか報告されている。しかし、日本企業におけるIFRSへの対応に関する情報は断片的なものが多く、現時点で十分に蓄積されているとはいえない。そのため、「日本企業は現時点でIFRSにどのように対応しようとしているのか」について幅広く情報を収集することが、会計学の実務面や学術面だけでなく、会計学の教育面からも急務の課題であるといえる。

そこで本研究グループは、日本企業が現時点でIFRSに対してどのように対応しようとしているのかという素朴な疑問にかかわり、IFRS対応の主体である企業側の側面と、IFRS対応を支援する立場にある監査法人側の側面から、多角的に情報を収集することを目的として、2012年の初頭に『日本企業のIFRS対応の現状と期待される効果に関する実態調査』を実施した。調査の実施プロセスの概要は次の通りである。まず、日本企業でのIFRSへの対応に関する情報を幅広く収集するという観点から、調査方法として質問票による大量サンプル調査を採用することにした。次に、質問項目については、おもに財務会計、管理会計、監査の観点から、IFRSへの対応にかかわる項目をメンバーが各自抽出し、複数回の検討を重ねて決定した。最終的に完成した質問票は、(1)IFRS導入の進行状況に関する項目、(2)IFRS導入に伴う負担に関する項目、(3)IFRS導入に伴う効果に関する項目、(4)財務諸表監査へのIFRSの影響に関する項

目、(5) 各基準の位置づけに関する項目の5つのカテゴリから構成されていた。さらに、質問票の送付先については、企業側として、IFRSへの対応という本調査の内容から証券市場に大きなインパクトを与える企業を対象を限定した。具体的には、東京証券取引所一部上場企業のうち過去一年間の取引高が大きい企業450社で、かつ、直近で経営上の問題が生じた2社を除外した448社(450社-2社=448社)とした³⁾。また、監査法人側として、国内の主要監査法人と主要会計事務所からなる合計64法人を選択した。最後に、質問票の回収状況については、企業側が98社(回収率21.9%:98社/448社)、監査法人側が25社(回収率39.1%:25社/64社)、全体として123社(24.0%:123社/512社)であった。図表3の回収状況からも分かるように、本調査は、企業側だけでなく監査法人側からも多くの回答(双方ともに回収率は20%以上)を獲得していることから、日本企業におけるIFRSへの対応の現状を把握するという調査目標をおおむね達成していると判断される。

図表3：質問票の回収状況

	送付(社)	回収(社)	回収率(%)
企業	448	98	21.9
監査法人	64	25	39.1
合計	512	123	24.0

このように本研究グループは、日本企業が現時点でIFRSにどのように対応しているのかという問題について、一連のプロセスを経て企業側と監査法人側から多くの回答を得ることができた。この調査の回答結果の中から、本研究では、とりわけ今後のIFRSの教育のポイントを探る上で重要であると想定される、(1)IFRS導入の進行状況に関する項目、(4)財務諸表監査へのIFRSの影響に関する項目、(5)各基準の位置づけに関する項目にかかわる結果を提示し、その内容について検討する。

3-2：調査結果

まず、(1)IFRS導入の進行状況に関する項目では、IFRS導入の進行状況に関する企業側と監査法人側の違いを明らかにするために、企業側と監査法人側の双方に対して、「①IFRS対応の必要性」、「②IFRS対応に着手してからの時間」、「③IFRS導入を支援できるスタッフ」について質問した。なお、回答については、もっとも否定的な場合には「1」を、もっとも肯定的な場合には「7」を選択するという回答方法(7点リッカート・スケール)を採用した。次の図表2は、それぞれの項目の回答結果を示している。

3) なお、今回の企業側の調査対象企業は、同時に日経225対象企業の94%を包含している。

図表4：IFRSの必要性・対応時間・スタッフの整備（筆者作成）

	企 業			監査法人			平均の差 (t 値)
	回答数	平均	標準偏差	回答数	平均	標準偏差	
1 必要性	97	4.78	1.602	25	5.56	1.387	-2.415**
2 時間	98	4.08	1.274	25	4.88	1.394	-2.600**
3 スタッフ	98	3.27	1.433	25	4.48	1.531	-3.587***

***, **, *: 1%水準, 5%水準, 10%水準で統計的に有意

図表4から、監査法人側の方が企業側に比べて、IFRSへの対応の必要性を強く認識し（5%水準で有意）、IFRSへの対応に着手してからの時間も比較的長く（5%水準で有意）、IFRSの導入を支援できるスタッフも比較的多い（5%水準で有意）ことが理解できる。しかし、監査法人側の回答結果を見ても、IFRSへの対応に着手してからの時間や、IFRSの導入を支援できるスタッフの平均がそれほど高くない（ともに平均で5未満）ことから、IFRSの導入の進捗状況は、監査法人側で比較的進展しているものの、いまだ進行途中であると読み取ることができる。

また、このカテゴリーでは、企業側と監査法人側の双方に対して、IFRS導入を支援するスタッフがどのような方法を通じて知識を習得しているのかについて質問した。なお、回答については、「①書籍」、「②内部セミナー」、「③外部セミナー」、「④個人研鑽」、「⑤その他」といった5つの選択肢から選択する方法を採用した。次の図表5は、双方の回答結果（上位3位の方法の回答結果）を示している。

図表5：スタッフのIFRSに関する知識習得方法

スタッフ	企 業	監査法人
1位	3：外部セミナー（31.4%）	2：内部セミナー（29.2%）
2位	1：書籍（25.4%）	1：書籍（25.0%）
3位	4：個人研鑽（18.6%）	4：個人研鑽（20.8%）

図表5から、企業側では外部セミナー（31.4%）を通じてIFRS導入支援のスタッフが知識を習得する機会が多いのに対し、監査法人側では内部セミナー（29.2%）を通じてその知識を習得する機会が多いことが分かる。このことは、図表2でも示すように、監査法人側が比較的早くからIFRSへの対応に取り組んできたことから、監査法人側の内部でIFRSへの対応に関する知識がある程度蓄積していることを反映していると読み取ることができる⁴⁾。一方で、企業側

4) このように監査法人の方が企業よりもIFRS対応に積極的な理由は、「IFRS導入サービス」という形での非監査業務、あるいはコンサルティング業務を提供できる機会として捉えているからである。実際、新日本有限監査法人 <<http://www.shinnihon.or.jp/services/ifrs/our-services/ifrs-introduction/index.html#ifrs->

と監査法人側の双方で、書籍（企業側で25.4%、監査法人側で25.0%）や個人研鑽（企業側で18.6%、監査法人側で20.8%）を通じた知識の習得が同じ程度に多いことから、企業側や監査法人側の双方において、IFRSへの対応に関する知識の習得がスタッフ個人の努力に依存し、体系的な教育システムがまだまだ十分に整備されていないことを示しているといえる。

さらに、このカテゴリーでは、日本企業におけるIFRSの一般社員への浸透状況を明らかにするために、企業側のみを対象として、一般社員がIFRSに関する知識をどの程度有し、かつ、その知識をどのような方法を通じて習得しているのかについて質問した。なお、前者の質問の回答については7点リッカート・スケール（「1」が最も否定的な回答で、「7」が最も肯定的な回答）で、後者の質問の回答については5つの選択肢（上記のIFRS導入を支援するスタッフと同様の選択肢）から選択する方法を採用した。次の図表6は、一般社員のIFRSに関する知識の程度を示したものであり、図表7は、その知識の習得方法（上位3位の方法の回答結果）を示したものである。

図表6：一般社員のIFRSに関する知識の程度

	回答数	平均	標準偏差
一般社員	98	3.36	1.423

図表7：一般社員のIFRSに関する知識習得方法

一般	企業
1位	2：内部セミナー（28.5%）
2位	3：外部セミナー（22.3%）
2位	4：個人研鑽（22.3%）

図表6から、企業側の一般社員はIFRSに関する知識をそれほど有していない（平均で4未満）ことが理解できる。また、図表7から、内部セミナーの活用による知識の習得（28.5%）が多く見られる一方で、個人の努力による個人研鑽（22.3%）も同じように多いことが分かる。企業側の一般社員がIFRSに関する知識をそれほど有しておらず、また、その知識の習得方法も限られたスタッフによる内部セミナーや個人研鑽に大きく依存していることを踏まえれば、企業側での体系的な教育システムの整備はこれからの重要な課題になるだろう。このことは、図表5でも示したように、IFRS導入の主体である企業側だけの課題ではなく、IFRS導入を支援する監査法人側にもあてはまるといえる。

intro-02> (2102年11月29日)、あずさ監査法人 <<http://www.azsa.or.jp/serviceline/ifrs/service/index.html>> (2012年11月29日)、有限責任監査法人トーマツ <http://www.tohmatsu.com/view/ja_JP/jp/services/ifrs/index.htm> (2012年11月29日) は、それぞれのホームページでIFRS導入支援を宣伝している。

以上、(1) IFRS 導入の進行状況に関する項目の回答結果について紹介しその内容について検討してきた。これらの回答結果から、日本における IFRS 導入の進行状況は次のように要約することができる。

まず、IFRS 導入の状況は、監査法人側では比較的進展しているものの、企業側、監査法人側ともにいまだ進行の途中段階にある。そして、IFRS 対応にかかわる体系的な教育システムの整備と充実は、IFRS 導入の主体である企業側だけでなく、IFRS 導入を支援する監査法人側においても、これから重要な課題になる。

次に、(4) 財務諸表監査へのIFRSの影響に関する項目の回答結果を提示する。ここでは、財務諸表監査への影響に関する企業側と監査法人側の違いを明らかにするために、企業側と監査法人側の双方に対して、「①財務諸表の利用可能性」、「②財務諸表への見積りや恣意性の介入」、「③内部統制の複雑化」、「④財務諸表監査の重要性」、「⑤監査人との意見対立」、「⑥監査報酬の増加」について質問した。また、企業側には監査の対象者としての立場から、監査法人側には監査の担当者としての立場から、それぞれの項目について回答するように質問した。なお、回答については、質問内容がまったくあてはまらない場合は「1」を、質問内容がまったくそのとおりの場合は「7」を選択するという回答方法（7点リッカート・スケール）を採用した。次の図表8は、それぞれの項目の回答結果を示している。

図表8：財務諸表監査へのIFRSの影響

	企 業			監査法人			平均の差 (t 値)
	回答数	平均	標準偏差	回答数	平均	標準偏差	
1 利便性	97	4.28	1.273	25	4.64	1.319	-1.231
2 恣意性	98	4.58	1.243	25	5.36	1.186	-2.900***
3 複雑性	98	4.61	1.257	25	3.92	0.909	3.121***
4 重要性	98	4.56	1.158	25	4.56	1.474	0.004
5 意見対立	98	4.81	1.137	25	4.96	1.060	-0.638
6 監査報酬	98	5.21	1.195	25	4.32	1.030	3.747***

***, **, *: 1%水準, 5%水準, 10%水準で統計的に有意

図表8から、IFRSの導入に伴う財務諸表監査への影響に関して、企業側の認識と監査法人側の認識が顕著に対立していることがうかがえる。例えば企業側は、監査法人側と比較して内部統制の複雑化（1%水準で有意）や監査報酬の増加（1%水準で有意）が生じると顕著に認識している。とりわけ、監査報酬の増加（平均で5以上）は、IFRSの導入に伴って外部のコンサルティング業者や情報システム業者の利用が進み、企業側のコストが増加すると懸念していることを示しているといえる。これに対して、監査法人側は、IFRS導入の進展に伴って規則主義から原則主義への移行が進むことから、企業側と比較して財務諸表への見積りや恣意性の介入（1%水準で有意）が高まることを危惧している。こうした回答結果で見られる双方の認識の顕

著な差から、財務諸表監査へのIFRSの影響については、IFRS導入の進展に伴い、企業側は、内部統制の複雑化や監査報酬の増加といったコストの増加を懸念する一方で、監査法人側は、財務諸表への見積りや恣意性の介入を危惧しているといえよう。

最後に、(5) 各基準の位置づけに関する項目の回答結果を提示する。まず、各基準の位置づけに関する企業側と監査法人側の違いを明らかにするために、ここでは、「どの会計基準が企業側に対して大きな影響を与えるか」について質問した。具体的には、IASおよびIFRSの各基準を選択肢としてあげ、企業側には自社に大きな影響を与える会計基準を上位3位まで、監査法人側には企業側に大きな影響を与えると想定される会計基準を上位3位までを、それぞれ選択するよう質問した。次の図表9は、企業側に大きな影響を与えると想定される各基準の回答結果（第1位の会計基準のみを表示）を示している。

図表9：企業に影響する基準

	企 業	監査法人
第1位	IAS16 (30.4%)	IAS18 (37.5%)
第2位	IAS18 (19.6%)	IFRS 1 (29.2%)
第3位	IFRS 9 (8.7%)	IAS16 (16.7%)

図表9から、監査法人側において、IFRS 1（「国際財務報告基準の初度適用」：37.5%）の影響が大きいと考えている一方で、企業側と監査法人側の双方において、IAS16（「有形固定資産」：企業側で30.4%、監査法人側で16.7%）とIAS18（「収益」：企業側で19.6%、監査法人側で37.5%）が企業側に大きな影響を与えると認識していることが理解できる。

次に、IFRSの導入を支援する監査法人側において、各基準の重要性がどのように位置付けられているかを明らかにするために、どの会計基準が習得に時間を要するのか、また、どの会計基準が企業側からの問い合わせに多いのかを質問した。具体的には、IASおよびIFRSの各基準を選択肢としてあげ、監査法人側のみを対象として、上位3位までそれぞれ選択するよう質問した。次の図表10は、習得に時間を要する会計基準（第1位の会計基準のみを表示）について、図表11は、企業側から問い合わせが多い会計基準（第1位の会計基準のみを表示）について示している。

図表10：監査法人で習得に時間を要する基準

	監査法人
第1位	IFRS 9 (33.3%)
第2位	IAS32 (19.0%)
第3位	IAS39 (19.0%)

図表11：企業側からの問い合わせが多い基準

監査法人	
第1位	IAS18 (50.0%)
第2位	IAS16 (20.8%)
第3位	IFRS 1 (12.5%)

図表10と図表11から、監査法人側において、IFRS 9（「金融商品」：33.3%）に関する知識の習得に多くの時間を要し、企業側からIAS16（「有形固定資産」：20.8%）とIAS18（「収益」：50.0%）に関する問い合わせが多いことが理解できる。とりわけ、後者については、自社に影響を与える会計基準に対する企業側の認識（図表9の左側）、および、企業側に影響を与える会計基準に対する監査法人の想定（図表9の右側）を反映していることが分かる。このことから、会計基準のレベルでは、企業側の監査法人側に対する問い合わせなどを通じて、どの会計基準が企業側に大きな影響を与えるのかという認識が、双方において共有していることがうかがえる。

以上、(5) 各基準の位置づけに関する項目の回答結果を紹介しその内容を検討してきた。これらの回答結果から、IASやIFRSの各基準の位置づけに関する認識については、監査法人側では、金融商品（IFRS 9）に関する知識の習得に多くの時間を要しており、そして、有形固定資産（IAS16）と収益（IAS18）が、企業側と監査法人側の双方ともに、企業側に対して大きな影響を与えると認識しており、これらの基準に対する関心もおおむね高いといえることができる。

IV. IFRS教育のポイント

まず、IFRSが企業に与える影響という観点で、アンケート結果をみってみる。前掲図表9および図表11の結果を具体的な名称を付した図表が下記の図表12である。

図表12：企業に影響する基準

	企 業	監査法人	質 問
第1位	有形固定資産（IAS16）	収益（IAS18）	収益（IAS18）
第2位	収益（IAS18）	初度適用（IFRS 1）	有形固定資産（IAS16）
第3位	金融商品（IFRS 9）	有形固定資産（IAS16）	初度適用（IFRS 1）

すなわち、有形固定資産、収益、金融商品に関わる基準が企業の財務諸表に影響すると認識されている。これらについては、図表2-1、2-2から見ても、大学学部での教育においても、会計専門職大学院での教育においても、相応のウェイトが掛けられており、実務界と教育現場での大きな乖離がないことがわかる。実務界において、国際財務報告基準の初度適用（IFRS 1）

への質問や関心が高いのは、IFRSの適用が現在のところ任意であるが、今後において、IFRSの強制適用の可能性があり、その対応を近いうちにしなければならず、初年度の適用が喫緊の課題となっていることであろう。一方、大学教育において、IFRSの強制適用が決定されるまで、あるいは、その後の2年ないし3年は、初度適用に関する教育が実務界から養成され得る。しかし、かかる瞬間的な需要よりもむしろ恒久的な部分への対応が必要であると考えられる。

次に、IFRSの各基準に対し、それぞれ習得に必要な時間について、再度、アンケート結果をみてる。前掲図表10の結果を具体的な名称を付した図表が下記の図表12-2である。

図表10-2：監査法人で習得に時間を要する基準

習得時間	
第1位	金融商品 (IFRS 9)
第2位	金融商品 (開示および表示) (IAS32)
第3位	金融商品 (認識および測定) (IAS39)

つまり、上位3基準のすべてが金融商品に関わる基準であることがわかる。この結果は、監査法人での習得に時間を要する基準に関するものであり、すなわち、専門家である公認会計士が相応の時間を要している基準が金融商品に関する基準である。これらについて、図表2-1、2-2から見てわかるとおり、大学学部での教育においても、会計専門職大学院での教育においても、相当の講義数が金融商品に充てられているわけであり、教育現場においても、教育に時間が必要であることを認識していることがわかる。

以上から、実務界での重要性と習得時間と、大学学部および会計専門職大学院でのそれと大きな乖離がないことが確認できる。

最後に、前掲図表6で示した「財務諸表監査へのIFRSの影響」結果について、確認したい。ここで特に注目したいポイント、「恣意性」と「意見対立」を図表8-2として以下に示す。

図表8-2：財務諸表監査へのIFRSの影響

	企 業			監査法人			平均の差 (t 値)
	回答数	平均	標準偏差	回答数	平均	標準偏差	
2 恣意性	98	4.58	1.243	25	5.36	1.186	-2.900***
5 意見対立	98	4.81	1.137	25	4.96	1.060	-0.638

***, **, *: 1%水準で統計的に有意

「恣意性」に対して、企業側、監査法人側ともに、平均値は中央の「3」を上回っており、しかも、監査法人での平均値は、企業でのそれより、有意に大きいことを示している。つまり、企業側も監査法人側も、IFRSを適用した際、財務諸表に恣意性が入りやすくなると考えており、その危惧は、監査法人側はかなり高いということである。また、「意見対立」に対して、企業

側、監査法人側ともに、平均値は中央の「3」を上回っているが、両者に統計的に有意な差がないことから、企業側も監査法人側も、IFRSを適用した場合、財務諸表作成過程において、あるいは、財務諸表の数値に関する意見に対し、理解の相違、すなわち、意見対立が生じると考えていることがわかる。

実務界でのこのような危惧は、おそらく、IFRSのもつ特徴のいくつかが原因であろうと推測される。IFRSは、測定基準として「公正価値」を多く導入しているが、「公正価値」を実務的に実施した場合、測定過程における前提や仮定の設定に困難が伴うだけでなく、結果として主観的なものとなる危険性を残している。これが恣意性を生じさせる可能性となる。また、恣意的なものではないにせよ、その測定における前提や仮定に対し、さまざまな考え方が成り立ちうるならば、当然、企業と監査法人との間で意見対立を生じさせうる。また、IFRSは、考え方やそれに伴う会計処理について言及しているが、細かくそれを設定している（細則主義）わけではなく、IFRSの考え方に沿って財務諸表作成者（企業）が会計処理する（原則主義）こととしている。故に、「公正価値」同様、恣意性や意見対立を生じさせうることとなる。

そうであるならば、「原則主義」や「公正価値」は、大学でのIFRS教育に留意すべき事項である。まず、原則主義への対応のためには、IFRSが意図する財務諸表の姿を十分に理解する必要がある。財務諸表利用者が誰であり、彼らはいかなる情報を財務諸表に求めているのかを、IFRSがどのように設定しており、そのために、どのような情報をIFRSが財務諸表で示すべきであると考えているのか、ということをも、まずもって理解すべきである。なぜならば、IFRSが明示しない部分には、IFRSの「原則」に従うように処理しなければならないからである。多くの前提や仮定が必要となり得る「公正価値」の測定においても、やはり、IFRSの「原則」に従うべきであり、同様のことがいえる。これらのことは、「連結および個別財務諸表」、「企業結合」、「財務諸表の表示」といった、IFRSの個別の基準からも推測することができるが、むしろ明確に示されている「概念フレームワーク」が、その重要性をもっている。図表2-1、2-2から見ると、会計専門職大学院では、「概念フレームワーク」に相応の時間を割いているようであるが、大学学部教育では、「概念フレームワーク」に時間を割いているようには見られない。配当時間数に依存すると推測されるが、「原則主義」への対応という点において、「概念フレームワーク」の位置づけを重視し、それに応じた教育が必要である。ただし、ただ「概念フレームワーク」のみを教えるのではなく、個別の基準と概念フレームワーク間の関係についても、教育内容に反映する必要があるだろうと考える。

以上から、IFRS教育のポイントは、財務諸表への影響やその習得必要時間数から、「金融商品」、「有形固定資産」、「収益」を教育内容の必修項目となるであろう。また、原則主義への対応から、「概念フレームワーク」そのものと各基準との関連性も、教育内容の必修項目となるであろう。そして、IFRSの考え方やそこから導出されるIFRSが財務諸表によって示そうとする財務情報を、IFRS教育において、明確にしなければならぬ。それは、個別の基準を教授する際に

も、常に示していく必要があるといえる。これらを IFRS 教育の中心に据え、大学および大学院では、配当年次や配当時間数に応じて、拡張することが望ましいようである。

〔参考文献〕

- 橋本尚編著 [2009], 『IFRS 国際会計基導入門』銀行研修社。
橋本尚・山田善隆 [2010], 『IFRS 会計学基本テキスト』, 中央経済社。
IFRS Foundation [2011], *International Financial Reporting Standards*
高田橋範充 [2010], 『IFRS と包括利益の考え方』, 日本実業出版社。
KPMG ドイツ編 [2011], (有限監査法人あずさ監査法人 IFRS 本部・IFRS 事業部訳) 『ビジュアル IFRS』中央
経済社。
野口由美子・石井昭紀 [2010], 『IFRS 導入の実務』, 日本実業出版社。
柴健次編著 [2012], 『IFRS 教育の基礎研究』創成社。
正司素子 [2012] 『IFRS と日本的経営一何が、本当の課題なのか!』, 清文社。
東京財団編 [2010], 『日本の IFRS 対応に関する提言』東京財政策研究。
有限責任監査法人トーマツ IFRS アドバイザリーグループ編 [2010], 『IFRS がよくわかる講座』かんき出版。